

知立市開発等事業に関する手続条例に係る公共施設引継ぎ等規則

(趣旨)

第1条 この規則は、知立市開発等事業に関する手続条例（平成19年知立市条例第12号。以下「条例」という。）第5章に規定する公共施設等の整備及び協力並びに引継ぎに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 公共施設等 道路、水路、橋りょう、調整池及び公園をいう。
- (2) 公共用物 知立市法定外公共用物管理条例（平成元年知立市条例第23号）第2条で定義する公共用物をいう。
- (3) 土地の引継ぎ 土地を管理する権利を移転することであり、そのための手続として土地の所有権移転登記によりその土地が知立市名義となることをいう。
- (4) 管理者 現に所有若しくは管理する土地又は施設を管理している者をいう。
- (5) 将来管理者 条例第47条により土地又は施設の引継ぎを受ける者をいう。
- (6) 第三者 知立市及び事業者以外の者をいう。

(土地又は施設引継ぎ申請書の提出)

第3条 事業者は、条例第21条第2項による開発等事業に関する工事の完了検査が行われ検査済書の交付を受けた場合は、将来管理者に対し速やかに土地・施設引継申請書（様式第1）、次に定める図書等を提出しなければならない。

- (1) 公共用地一覧表
- (2) 土地に係る登記事項証明書
- (3) 縮尺2,500分の1以上の位置図
- (4) 施設平面図
- (5) 公図

2 公共用地等の移転登記等に係る登記に関する書類は、すべて事業者において作成し、所有権移転するものとする。この場合において、事務手続及び必要な経費は、すべて事業者の負担とする。

3 市に引継ぎする土地には、所有権以外の権利設定その他公共の使用を妨げる第三者との協定、

覚書、使用貸借契約等が付されていないこと。ただし、公共事業等の関連でやむを得ない場合は、別に将来管理者と協議し、承認を得るものとする。

(公共用物使用物件等の申請)

第4条 市に引継ぎする土地で将来管理者以外のものが管理する物件については次のとおりとする。

2 知立市法定外公共用物管理条例第5条に定める公共用物の許可に該当する物件が敷設又は埋設されている場合は、土地・施設引継申請書(様式第1)の提出と同時に、当該将来管理者以外のものは将来管理者へ知立市法定外公共用物管理規則(平成元年知立市規則第4号)に定める法定外公共用物占用等許可申請書を提出しなければならない。

(土地又は施設の引継ぎの完了)

第5条 土地又は施設の引継ぎの手続は、将来管理者の受理書(様式第2)の発行をもって完了するものとする。

(移管施設の瑕疵担保責任)

第6条 土地又は施設の引継ぎ手続完了後2年間の内に、事業者の過失により当該施設の修繕又は第三者への補償が発生した場合は、事業者がこれに係る経費を負担しなければならない。

(付け替え協議)

第7条 公共用物が開発等事業区域内に介在する場合で、事業者が従前の機能を付け替えて新たな公共用物を設置しようとする場合は、条例第7条第2項による開発等事業計画書を市長に提出すると同時に公共施設の付け替えに関する協議申請書(様式第3)を管理者に提出し、公共用物の付け替えについて協議しなければならない。

(付け替え協議に対する回答)

第8条 管理者は、前条に規定する協議が適当と認める場合は、条例第14条第2項に規定する事業協定書にその旨を記載する。

(用途廃止協議)

第9条 公共用物が開発等事業区域内に存在する場合で、公共用物を当該区域内に編入し、新たな公共用物を設置しない場合は、条例第7条第2項による開発等事業計画書を市長に提出すると同時に公共施設の用途廃止に関する協議申請書(様式第4)を管理者に提出し、公共用物の用途廃止について協議しなければならない。

(用途廃止に対する協議回答)

第10条 管理者は、前条に規定する協議が適当と認める場合は、条例第14条第2項に規定する事業協定書にその旨を記載する。

(用途廃止要望)

第11条 公共用物の用途廃止について条例第14条に規定する事業協定書が整った場合は、事業者は管理者に公共施設等用途廃止要望書(様式第5)を提出し、管理者は用途廃止手続を行うものとする。

(市長が必要と認める場合の措置)

第12条 条例第46条第1項後段の規定により市長が必要と認めるときは、条例第14条による事業協定に次の事項を記載しなければならない。

- (1) 市が整備する公共施設の内容
- (2) 公共施設整備費見積額
- (3) 整備費支払に関する事項
- (4) 整備時期に関する事項

2 前項の規定により見積する金額の算定は、市の積算によるものとする。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

様式第1 (第3条、第4条関係)

様式第2 (第5条関係)

様式第3 (その1) (第7条関係)

様式第3 (その2) (第7条関係)

様式第4 (その1) (第9条関係)

様式第4 (その2) (第9条関係)

様式第5 (第11条関係)